

令和2年3月25日

伊達市職員の懲戒処分等の公表について

伊達市では、次のとおり職員の懲戒処分等を行ったので公表します。

1 被処分者

上下水道部 課長補佐級職員 47歳 男性

2 処分年月日

令和2年3月25日

3 処分内容

- ・ 停職6箇月
- ・ 課長補佐相当職であるが、その職に必要な適格性を欠く行為であるため、同日付けで一般職（主査）に降格

4 事案の概要

被処分者は、平成29年8月から令和元年12月までの期間において、54回にわたり週休日及び休日における勤務実態のない超過勤務申請を行ったほか、104回にわたり平日の超過勤務時間内にパソコンで業務とは関係のないインターネット閲覧を行い、不正に超過勤務手当765,510円を受給し、また振替休暇を取得した。

なお、不正受給した手当額に加え、不正取得した振替休暇について給料に換算した額513,443円については全額返還されており、被処分者から同日付けで退職願が提出された。

5 上司の処分等

- (1) 上下水道部 課長級職員 60歳 男性 減給1箇月(給料月額 $\frac{1}{10}$)
- (2) その他の管理監督者 文書訓告 1名